平成２４年（フ）第５４号
青森県弘前市大字茂森新町３丁目１番地46
債務者　岡部　　仁（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市衣笠町６番７号
債務者　伊藤　　翔
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第９６号
神奈川県横須賀市小原台32番37号
債務者　五十嵐　洋
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目８番１―604号
債務者　長澤　慎二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０３号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地１
ダイアパレス追浜503
債務者　俵　　千香
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目37番20号
債務者　大場　幸信
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目40番地４　浦郷第一ハイツ101号
債務者　松本　安弘
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８６号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目６番18―106号
債務者　田嶋　博江（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４２号
青森県黒石市大字高舘字甲松坂13番地２
債務者　津川　穎子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７０号
青森県弘前市大字金属町５番地１　弘前温清園
債務者　笹　　京子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第７２号
青森県弘前市大字中野１丁目９番地14　ロフトビル307号
債務者　齋藤　利行
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１０号
徳島県阿南市下大野町松ノ本５番地６　ケアホームびぎん、前住所徳島県阿南市那賀川町中島1721番地３
債務者　小川　　忍（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１４号
徳島県阿南市那賀川町大京原849番地１　市営大京原団地40号、前住所徳島県阿南市富岡町トノ町96番地１　阿南琴江寮７号室
債務者　木下はるな
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１６号
徳島県海部郡美波町奥河内字奥潟170番地
債務者　岡田　善和
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２１１号
熊本市中央区坪井２丁目６番21号
債務者　野田　淳吉
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１２号
熊本市中央区坪井２丁目６番21号
債務者　野田沙耶子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４３号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ―８Ｅ号
債務者　市野　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部